

みます。然らざれば彼等の不安は我等の不安であり我等は遂に監視することが出まなかりますからその點は又私等は再度警告を發して諸侯の反者を促すものであります。

特秘 第七一七七號

大正十年六月三十日

大阪府知事 池松時和

内務大臣 床次竹二郎殿  
警視總監 京都兵庫神奈川  
愛媛福岡佐賀長崎鹿児島  
愛知廣島静岡栃木岩手  
宮城北海道各廳府縣長官殿  
大阪地方裁判所檢事正殿

住友電線及制衣鋼両工場労働争議ニ関スル件  
(第二十三報)